

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	宜野湾市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和7年5月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、下記の事業に関する事務を実施する。 1. 健康相談 2. 訪問指導 3. 健康診査およびがん検診等事業 4. 保健指導 5. 市民の健康増進のために必要な事業に関する事務(各種集計、統計)
③システムの名称	地域健康支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健康診査・がん検診情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1, 2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 健康推進部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2715 沖縄県宜野湾市真栄原一丁目13番15号 宜野湾市役所 健康推進部 健康増進課 健診指導係(宜野湾市保健相談センター内)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月21日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当	健康増進課長 富良弘美	健康増進課長 仲里美智子	事後	
平成28年6月21日	1 1. 対象人数	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成28年6月21日	1 1. 対象人数	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年7月31日	1 1. 対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年7月31日	1 1. 対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月28日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル	健康かてシステム、庁内連携システム	地域健康支援システム、庁内連携システム	事後	
令和1年6月28日	1 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	1 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	1 1. 対象人数	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年6月30日	1 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	1 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	1 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月11日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	地域健康支援システム、庁内連携システム	地域健康支援システム、庁内連携システム、団体内職名預名システム、中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	1 4. 情報提供ネットワークシステム	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	1 4. 情報提供ネットワークシステム	「番号法第19条第7号 別表第二の事務	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第5号、別表第二 102の2項	事前	
令和4年3月11日	1 6. 情報提供ネットワークシステム	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	1 6. 情報提供ネットワークシステム	[]	[十分である]	事前	
令和4年3月11日	1 6. 情報提供ネットワークシステム	[]	[十分である]	事前	
令和4年3月11日	1 6. 情報提供ネットワークシステム	[]	[十分である]	事前	
令和4年3月11日	1 5. 評価実施機関における担当	健康増進課長 仲里美智子	健康増進課長	事後	
令和7年5月16日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル 2. 事務の概要	健康増進法に基づき下記健康診査およびがん検診事業等の事務を実施する。 1. 対象者の抽出 2. 受診券の発行及び通知 3. 健診(検診)の実施 4. 結果の通知 5. 健診(検診)受診情報の取り込み 6. 統計資料の作成	健康増進法に基づき、下記の事業に関する事務を実施する。 1. 健康相談 2. 訪問指導 3. 健康診査およびがん検診事業 4. 保健指導 5. 市民の健康増進のために必要な事業に関する事務(各種集計、統計)	事後	
令和7年5月16日	1 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の事務(第76項)	番号法第9条第1項 別表111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1、2項	事後	番号法の一部改正に伴う修正
令和7年5月16日	1 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 2. 法令の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 102の2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	番号法の一部改正に伴う修正
令和7年5月16日	1 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年5月16日	1 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年5月16日	1 3. 個人番号の利用 8. 人手を介在させる作業		新規追加(新様式への変更による記載事項の追加) 十分である 判断根拠(マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機動的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。)	事後	
令和7年5月16日	1 3. 個人番号の利用 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加(新様式への変更による記載事項の追加) 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年5月16日	1 3. 個人番号の利用 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加(新様式への変更による記載事項の追加) 十分である 判断根拠(宛名システムやその他の業務システムにおいて記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない情報に各担当がアクセスできないように制限を行っている。)	事後	